

4. 誘導施設と都市機能誘導区域

(1) 誘導施設

都市機能誘導区域には、必ず誘導施設を定めることとされています。誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。

誘導施設には、高齢化の中で必要性の高まる施設、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設、集客力があり、まちのにぎわいを生み出す文化施設や商業施設、行政サービスの窓口機能を有する行政施設などが考えられます。

国が提示する誘導施設のイメージ

	中心拠点	地域生活拠点
行政機能	中枢的な行政機能 例：本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、各地域事務所等
介護福祉機能	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けられる機能 例：地域包括支援センター等
子育て機能	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられる機能 例：保育所、子育て支援センター等
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延べ床面積0㎡以上の食品スーパー
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能 例：病院	日常的な診療を受けられる機能 例：延べ床面積0㎡以上の診療所
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	日々の引き出し、預入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館、社会教育センター

出典：国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』より一部加工

誘導施設の設定に当たっては、本計画の基本的な方針及び将来都市構造を踏まえた上で、立地を維持したい施設、新たに立地を誘導したい施設、区域外への立地を抑制したい施設、という3つの観点により検討し、次のとおり設定しました。（具体の整備計画がない誘導施設を含みます。）

なお、誘導施設を設定することによって、都市機能誘導区域内において誘導施設に位置付けられない施設の建設等を拒むものではありません。

また、都市機能誘導区域外で誘導施設に位置付けた施設を建設等することは可能ですが、届出又は場合によっては協議が必要となります。（79ページ参照）

① 行政機能

誘導施設	市役所
定義	地方自治法第4条第1項に規定する事務所
設定理由	総合的な行政サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
備考	市に立地の決定権がないものは誘導施設の対象外とします。

② 福祉機能

誘導施設	地域包括支援センター
定義	介護保険法第115条の4第1項に規定する施設
設定理由	高齢者の包括的な支援の中心的役割を果たすことから誘導施設に設定し、中心拠点にある現在の立地を維持します。
備考	在宅系介護施設等は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。

③ 子育て支援機能

誘導施設	子どもセンター（うち、子ども発達支援センター）
定義	名張市子どもセンターの設置及び管理に関する条例第2条及び第3条に規定する施設
設定理由	子どもの発達支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、地域生活拠点にある現在の立地を維持します。
備考	保育所等、こども園、幼稚園は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。

④ 商業機能

誘導施設	総合スーパー
定義	従業者が50人以上で、衣、食、住に渡る各種商品を小売し、いずれの小売販売額も10%以上70%未満の範囲にある事業所
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点及び交通結節点となる鉄道駅周辺に必要な機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	食品スーパー
定義	食料品の取扱いが70%以上で、売り場面積が250㎡以上の事業所
設定理由	生活に欠かせない生活利便施設である食品スーパーは市内各所にあることが望ましいですが、現在、都市機能が不足している交通結節点周辺への新たな立地誘導を図るほか、中心拠点での立地の維持、買い物の利便性が低くなっている周辺区域を補うために地域生活拠点での立地の維持を図るため、誘導施設に設定します。

⑤ 医療機能

誘導施設	病院
定義	医療法第1条の5第1項に規定する病院
設定理由	総合的な医療サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、地域生活拠点での現在の立地を維持するとともに、中心拠点における誘導施設に設定します。
誘導施設	診療所
定義	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
設定理由	診療所は市域各所での立地が望ましいですが、中心拠点での維持及び公共交通アクセス性に優れる交通結節点への新たな立地誘導を図るため、誘導施設に設定します。

⑥ 金融機能

誘導施設	—
備考	中心拠点に限らず、市域各所での立地が望ましいため、誘導施設に設定しません。

⑦ 教育文化機能

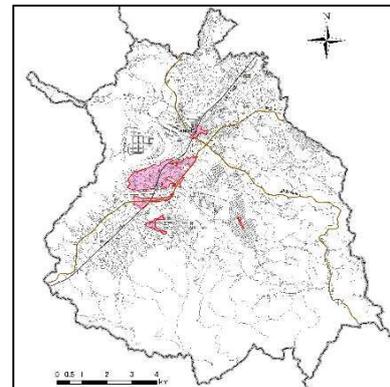
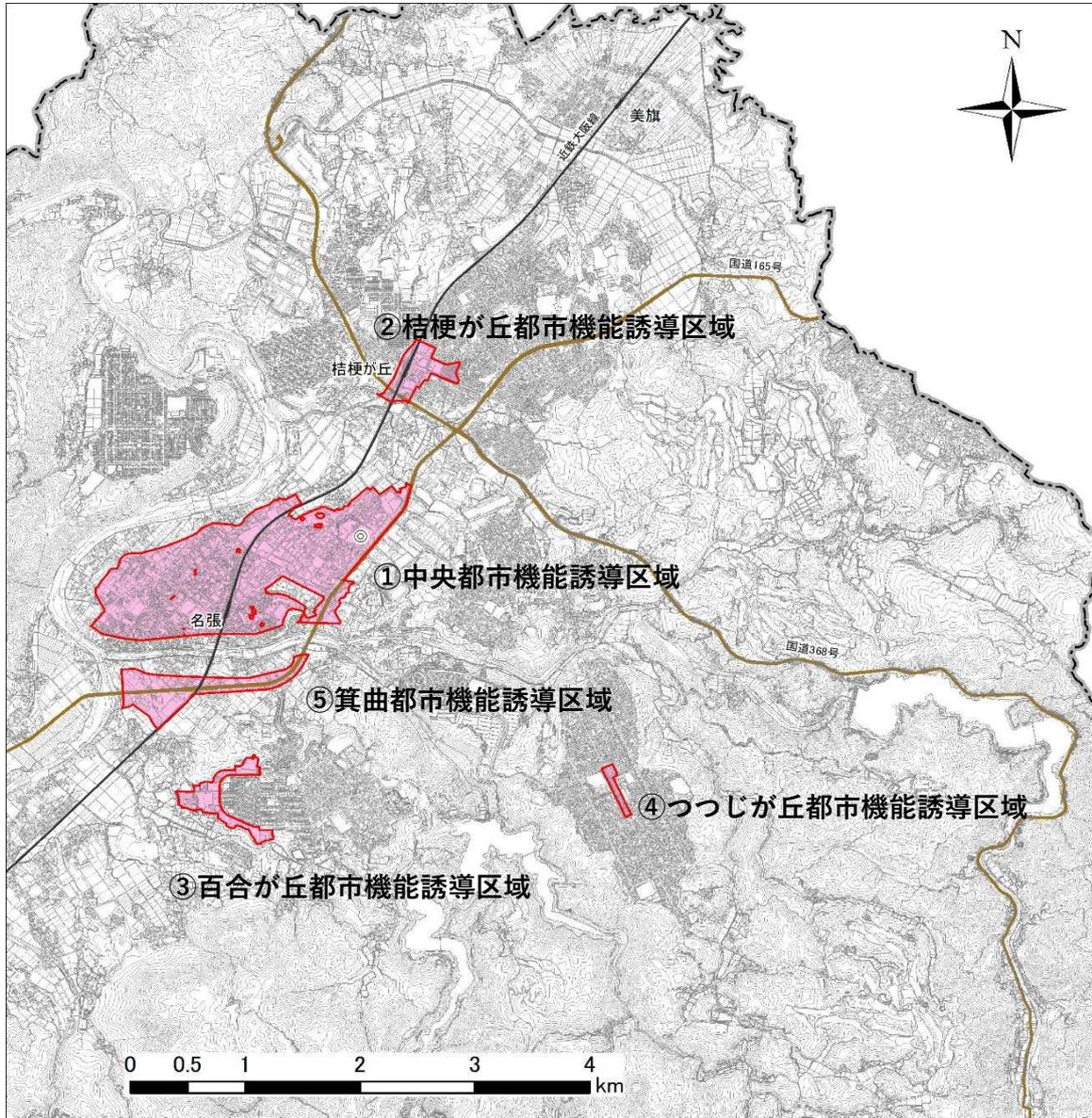
誘導施設	文化会館
定義	文化振興を目的とした座席数300以上のホールを有する施設
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	図書館
定義	図書館法第2条に規定する施設
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	子どもセンター（うち、教育センター）
定義	名張市子どもセンターの設置及び管理に関する条例第2条及び第3条に規定する施設
設定理由	相談や研修・研究など教育支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
備考	各種学校は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。また、市に立地の決定権がないものは誘導施設の対象外とします。

⑧ 防災機能

誘導施設	防災センター
定義	名張市防災センターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設
設定理由	総合的な防災機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
誘導施設	消防本部
定義	消防組織法第10条第1項に規定する消防本部
設定理由	総合的な消防機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。

(2) 都市機能誘導区域

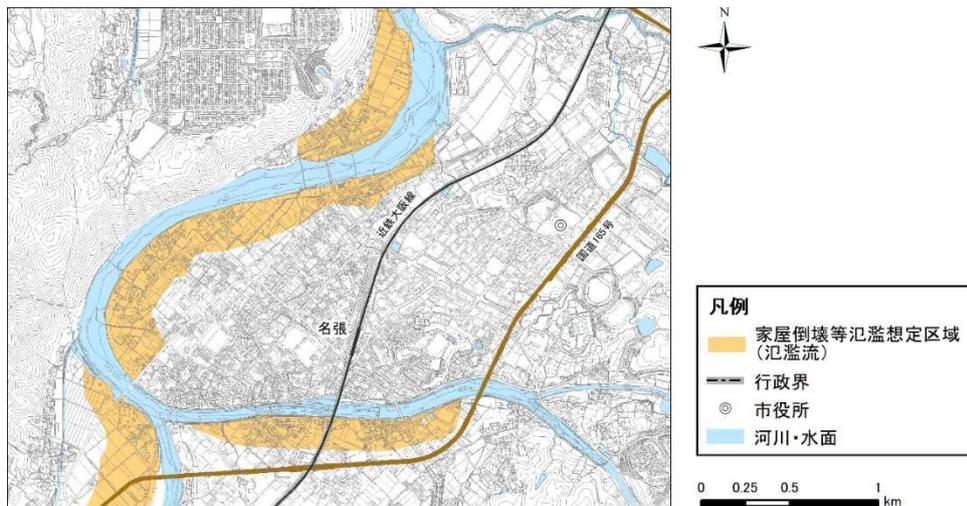
誘導区域の設定方針を踏まえ、次のとおり都市機能誘導区域を設定します。なお、設定のプロセスは次ページのとおりです。



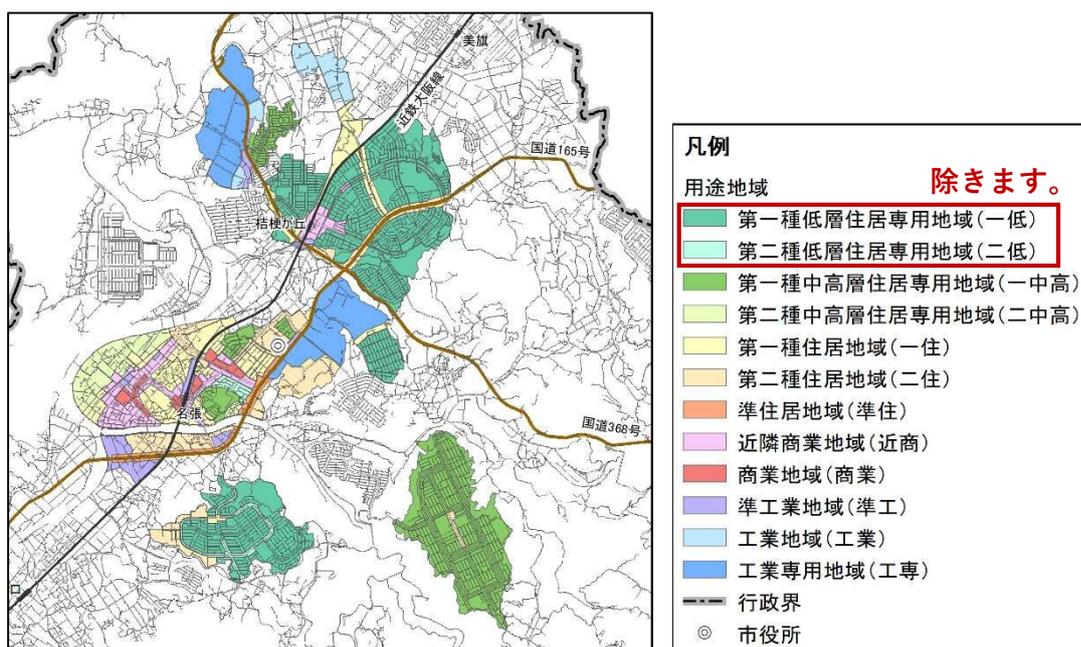
〔都市機能誘導区域設定プロセス〕

① 居住誘導区域内であること

居住誘導区域内に設定します。ただし、66～68ページで設定した誘導施設は、災害時に避難所や防災拠点になる施設が多いことから、都市機能誘導区域では、居住誘導区域設定プロセスでは含まなかった家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流の区域も除くこととします。また、同プロセス10で居住誘導区域とした家屋倒壊等氾濫想定区域（64ページ参照）の河岸侵食の区域も除くこととします。



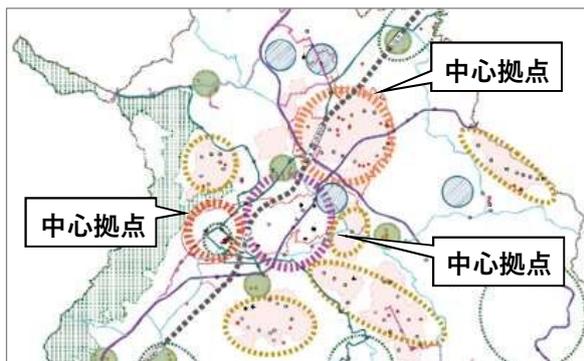
また、居住誘導区域では対象となっていた第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の用途地域の区域も、低層住宅の良好な環境を守るための地域であるため、都市機能誘導区域から除くこととします。



② 将来都市構造の中心拠点等に即する

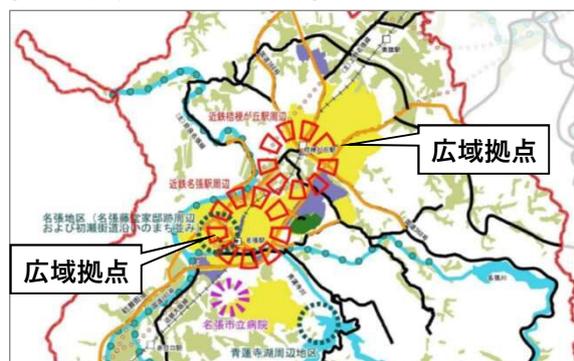
将来都市構造で中心拠点に位置付けた地域は、それぞれ「本市の中心となる都市機能の集積をさらに図る地域」、「既存の資源を活用し、にぎわい、交流機能の充実を図る地域」、「土地利用の高度化を図り利便性の高い居住環境を創出する地域」としています。また、本計画が即することとされている三重県の区域マスタープランの広域拠点は、「集約型都市構造の要として、更に居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図る」拠点です。以上のことから、これらの拠点に合わせて中心的な都市機能誘導区域を設定します。

将来都市構造の中心拠点



(拡大図は48ページ参照)

区域マスタープランの広域拠点



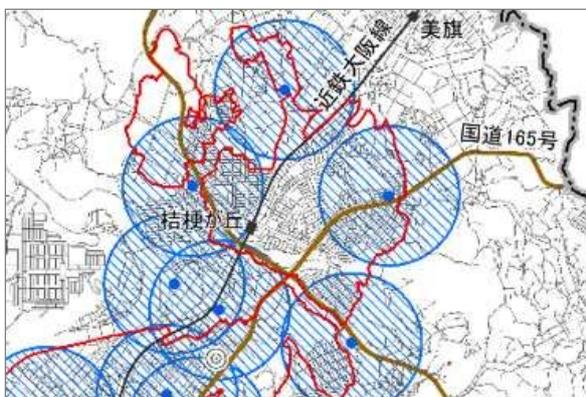
(拡大図は45ページ参照)

③ 都市全体における人口推計や施設の充足状況・配置を勘案する

第2章で課題を分析した食品スーパーの分布と徒歩圏、名張市の地域公共交通に関する市民アンケートの調査結果、人口密度や高齢化率の推計を基に、66～68ページで設定した誘導施設の中で特に複数必要と考えられる食品スーパーの立地について検討した結果、中心拠点のほか、国道165号沿い（箕曲地域）及びつつじが丘に設定することとします。

また、誘導施設に設定した病院や子どもセンターが立地している百合が丘にも都市機能誘導区域を設定します。

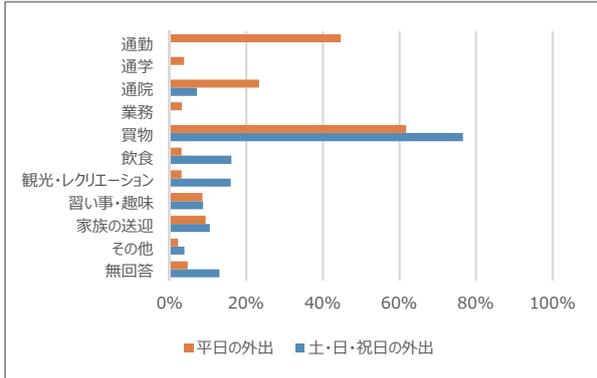
食品スーパーの分布と徒歩圏



⇒ 中心拠点である桔梗が丘駅の東側が食品スーパーの徒歩圏から外れています。

(拡大図は22ページ参照)

主な外出の目的



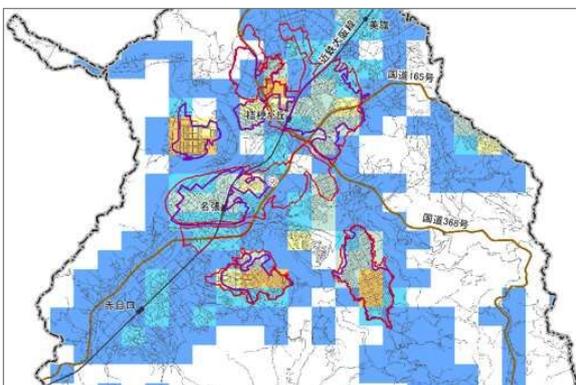
⇒ 日常の主な外出の目的は、買い物が最も多い結果となっています。
(拡大図は33ページ参照)

日常の買物でよく訪れている買い物施設（地域別）



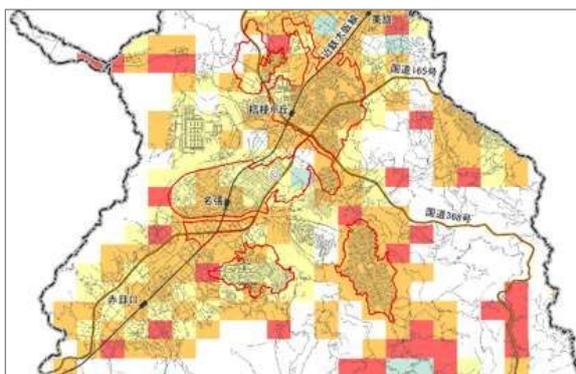
⇒ 南部地域から最もよく訪れている買い物施設は、国道165号沿い（箕曲地域）の施設という結果になっています。
(拡大図は33ページ参照)

人口密度 2045（令和27）年



(拡大図は12ページ参照)

高齢化率 2045（令和27）年



⇒ つつじが丘は、2045（令和27）年も人口密度が高く推計されていることに加え、高齢化率も高く推計されています。
(拡大図は10ページ参照)

〔各都市機能誘導区域と誘導施設〕

① 中央都市機能誘導区域

中心拠点に必要な公共施設や大規模な医療機関、大型の商業施設を設定します。

② 桔梗が丘都市機能誘導区域

食品スーパーのほか、交通結節点にふさわしい施設を設定します。区域は用途地域の近隣商業地域と準工業地域の箇所とします。

③ 百合が丘都市機能誘導区域

現在の立地、機能を維持したい施設を設定します。区域は百合が丘地区地区計画の業務地区とします。

④ つつじが丘都市機能誘導区域

将来、人口密度を維持したまま高齢化率が高くなることが想定されるため、生活の利便性を維持するための施設を設定します。区域はつつじが丘地区計画の商店街エリアとします。

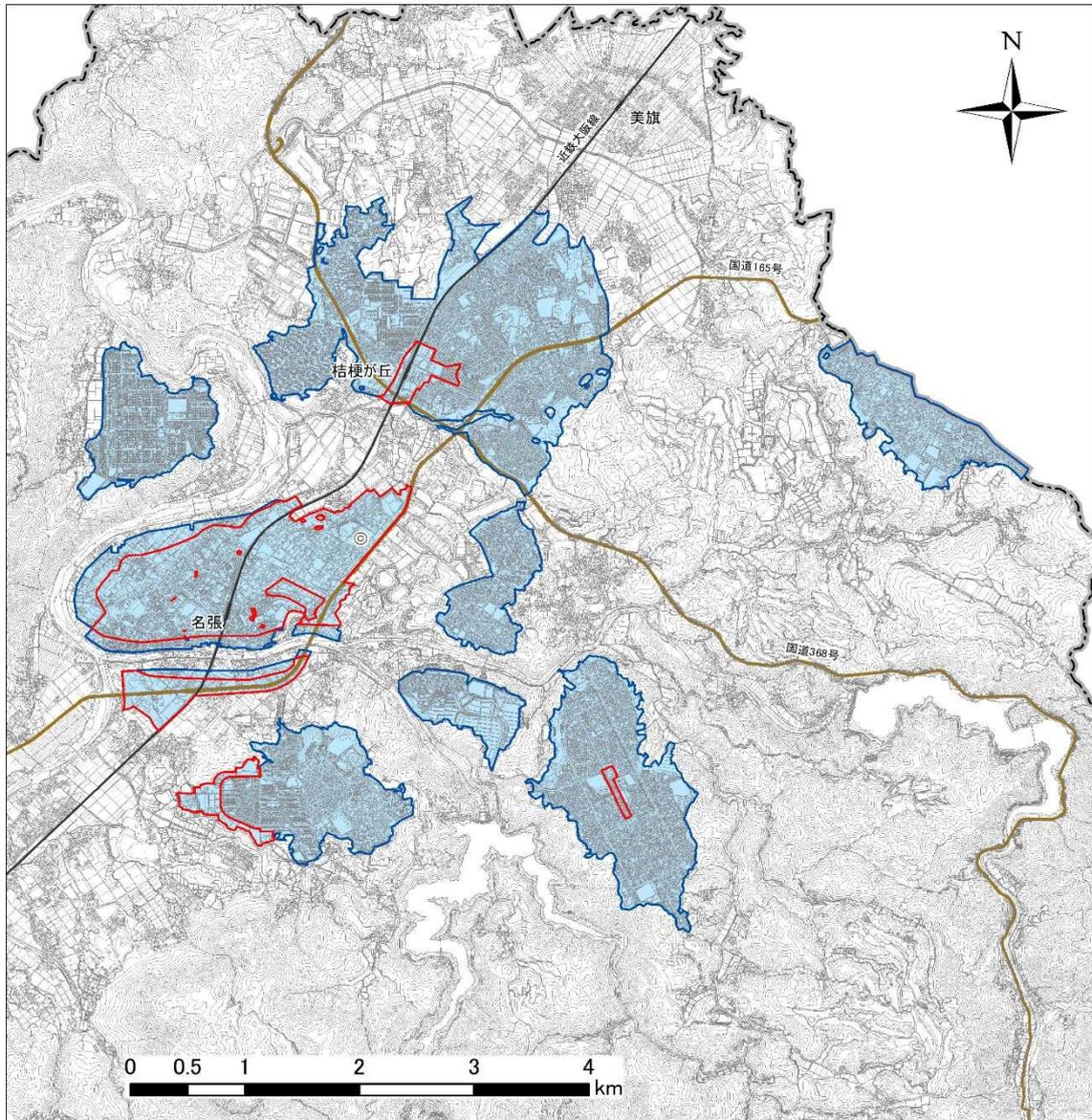
⑤ 箕曲都市機能誘導区域

市の南部地域の居住者の生活利便性を維持するため、施設を設定します。

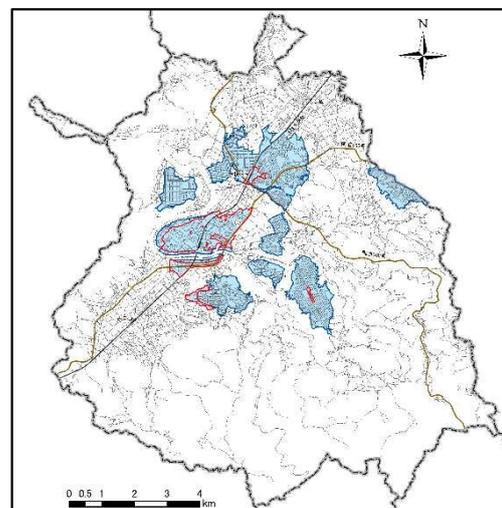
		中心拠点		地域生活拠点		—
		①	②	③	④	⑤
行政機能	市役所	○	-			
福祉機能	地域包括支援センター	○	-			
医療機能	病院	○	○	○	-	-
	診療所	○	○			
子育て支援機能	子どもセンター (子ども発達支援センター)			○	-	-
商業機能	総合スーパー	○	○			
	食品スーパー	○	○	-	○	○
教育文化機能	文化会館	○	-			
	図書館	○	-			
	子どもセンター (教育センター)			○	-	-
防災機能	防災センター	○	-			
	消防本部	○	-			

※誘導施設の建築に当たっては、用途地域の制限を優先します。

誘導区域全体図



- 凡例
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 行政界
 - 市役所



5. 検討継続対象エリアについて

蔵持地域の一部については、用途地域を指定しておらず農用地が多く残っているため、現段階では居住誘導区域等の対象外ですが、既に都市化が進んでいること、近鉄名張駅と近鉄桔梗が丘駅の間にある中心部に位置すること、本計画が即さなければならないとされている三重県の区域マスタープランの広域拠点に含まれている（45ページ参照）ことから、今後のPDCAサイクルによる見直し等の際に検討を継続する対象エリアとします。

